

別記(三)

聲明書

昭和四年二月五日、六日、七日ニ渉ル爭議ニ関シ會社側對後業負代表者間ニ行ハレタル決定事項ニ関シ全後業負ハ會社側ニ於テ誠意ヲ以テ保留事項ヲ完全ニ履行サレシ曉ハ再々爭議ヲ起サザル事ヲ茲ニ聲明ス
昭和四年二月七日

後業負代表者

岡田喜一
三戸留男
三上壽太郎
鈴木新太郎
橋本捨義
八木文捨一
小笠原文捨
丸山勇藏
堀井竹二郎
山田新八
大村定男

別記(二)

昭和四年二月五日附後業負(同)ヨリ提出セラレタル爭議決議文ニ左記連名立合協議ノ結果下記各項ニ依リ協定スル事左ノ如シ

左記

- 第一項 工場長中田正次氏ヲ總對ニ轉職サセサルコト
- 第二項 原業ノ通リ但本人ノ意志ニ依リ轉任スルコトアルヘシ
- 第三項 組長任長ヲ不當ナル理由ノ元ニ總對ニ更迭サセサルコト
- 第四項 原業ノ通リ
- 第五項 此ノ際以後後業負ヲ總對ニ截首セサルコト
- 第六項 原業ノ通リ、但此ノ際トハ今回ノ爭議ノ意ナリ
- 第七項 組長任長ニ手當ヲ支給スルコト
- 第八項 原業ニ對シテハ本人ノ實力ヲ顧慮シ本月末ヨリ實行ノコト、ス但共額ハ會社ニ於テ之ヲ定ム
- 第九項 諸員單價ハ舊末ノ單價ニ復歸スルコト
- 第十項 現場監督、組長、任長協議ノ上決定ス
- 第十一項 現在ノ後業負ヲ全部本業ニ入レルコト
- 第十二項 原業ノ通リ、但揚ホリ以テ表明ス